

令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託実施要領 (公募型プロポーザル方式)

1 業務概要

(1) 業務委託名

令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託

(2) 目的及び概要

TKB48 避難所訓練及び熊本市特別防災訓練(※)と連携した防災啓発イベントの開催を通じて熊本地震からの10年で進化した防災力を市民(子どもから大人まで幅広い世代)に感じてもらい、防災意識の向上を図るとともに、熊本地震の記憶・記録・教訓を次世代へ伝承する。

また、令和4年10月施行の熊本市防災基本条例で定めた4月16日の「熊本地震の日」について新聞、SNSなど各種媒体を通じて周知広報を行う。

※熊本市特別防災訓練については、訓練の実施内容が未定

(3) 業務内容

別紙「令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託基本仕様書」のとおり

※なお、基本仕様書中に特段の記載が無い限り、この基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(4) 履行場所

熊本市内 ほか

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)7月31日まで

(6) 提案上限額

13,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む)。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市 政策局 危機管理防災部 防災計画課(熊本市役所本庁舎3階)

電話 096-328-2354(直通)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者で、参加資格の確認においてその資格があると認められた者とする。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しな

い者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和2年度(2020年度)以降に履行が完了した、同規模の市民等への啓発に係るイベント等の企画運営業務かつ周知広報等業務に関する業務委託の実績を有すること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書(様式第1号)を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 スケジュール ※一次審査は参加者が5者を超える場合のみ実施

内容	日程
実施公告	令和7年(2025年)12月25日(木)
参加表明書等配布期間	令和7年(2025年)12月25日(木)～ 令和8年(2026年)1月19日(月)
参加表明書及び質問書の提出期限	令和8年(2026年)1月19日(月)
参加資格審査結果通知	令和8年(2026年)1月20日(火)
技術提案書提出期限 質問に対する回答書の閲覧期限	令和8年(2026年)1月27日(火)
一次審査(書面審査)	令和8年(2026年)1月28日(水)
一次審査結果の通知	令和8年(2026年)2月4日(水)
最終審査(プレゼンテーション審査)	令和8年(2026年)2月13日(金)
最終審査結果の通知	令和8年(2026年)2月16日(月)
契約締結	令和8年(2026年)2月下旬(予定)

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)12月25日(木)から令和8年(2026年)1月19日(月)まで、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

・担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで

・熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 参加表明書等の提出方法等

本プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類(以下「申請書等」と総称する。)を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

① 提出書類

・参加表明書(様式第1号)

・参加資格審査調書(様式第2号)

・会社概要書(様式第3号)

・同種業務の実績(様式第4号)及び同種業務の実績を証する契約書の写し等

② 提出期限

令和8年(2026年)1月19日(月)午後5時まで(必着)

③ 提出部数

内訳は以下のとおり。

No.	提出書類	提出部数
1	参加表明書 (様式第1号)	1部
2	参加資格審査調書 (様式第2号)	1部
3	会社概要書 (様式第3号)	1部
4	同種業務の実績 (様式第4号) 契約書の写し等	6部(※) 1部

※同種業務の実績 (様式第4号)について、6部中5部(副本分)は「商号又は名称」について削除のうえ提出すること。

④ 提出先

2の担当部局

⑤ 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)により提出すること(持参の場合は午前9時から午後5時までとし、休日を除く。)。ファックス又は電子メールによる提出は受け付けない。

郵送する場合は、同日までに必着とし、封筒の表面に申請する業務委託名及び参加表明書在中の旨を明記すること(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)。

なお、提出期限経過後の申請書等の差し替え及び再提出は受け付けない。

⑥ 留意事項

- ・様式については、参加表明書の提出日時点において記載すること。
- ・同種業務の実績（様式第4号）及び契約書の写し等について添付されていない場合、提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、当該実績を有しているとは認めない。
- ・事業協同組合として本プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合において、うち1組合員でも3(10)に規定された要件を満たさない場合は公募型プロポーザル方式参加資格がないと認める。
- ・参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

(1) 質問書の提出方法

基本仕様書等に関し質問がある場合は、質問書（様式第6号）を次のとおり提出すること。

① 提出方法

書面により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

② 提出期限

令和8年（2026年）1月19日（月）午後5時まで（必着）

③ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-359-8605

電子メール bousaikeikaku@city.kumamoto.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

① 閲覧期間

令和8年(2026年)1月19日(月)以降に開始し、令和8年(2026年)1月27日(火)までとする。

② 閲覧場所

2の担当部局、熊本市ホームページ

9 参加表明書提出者が1者である場合の措置について

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 提案書等の提出

参加資格が確認され、通知があった者は、次に定めるとおりに技術提案書及びその他の必要書類(以下「提案書等」と総称する。)を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 技術提案書提出届(様式第5号)

② 技術提案書(様式任意)

- ・表紙を含めA4版15枚(両面30ページ)以内で作成すること。
- ・技術提案書の作成にあたっては「令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託基本仕様書」を踏まえて、効果的な企画を具体的に提案すること。また、次に掲げる項目については必ず記載することとし、項目ごとに見出しをつけること。

ア サンロード新市街における防災イベント

イ アクアドームくまもとにおける宿泊体験イベント

ウ 「熊本地震の日」周知啓発広告等の作成・掲載

エ 白川夜市他1会場(予定)での防災をテーマにしたブース出展

オ 業務遂行体制

カ スケジュール

③ 参考見積書・経費内訳書(様式任意)

それぞれの内訳がわかるよう、項目ごとに積算すること。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)1月27日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出部数

正本1部、副本5部の計6部とする。内訳は以下のとおり。なお、副本については、正本から社名および社名を類推できる表現・ロゴ等を削除したものを提出すること。

No.	提出書類	正本	副本
1	技術提案書提出届（様式第5号）	1部	-
2	技術提案書（様式任意）	1部	5部
3	参考見積書・内訳書（様式任意）	1部	5部

(4) 提出先

2の担当部局

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)により提出すること(持参の場合は午前9時から午後5時までとし、休日を除く。)。ファックス又は電子メールによる提出は受け付けない。

郵送する場合は、同日までに必着とし、封筒の表面に申請する業務委託名及び技術提案書在中の旨を明記すること(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない)。

11 提案書等のヒアリングの実施

(1) 一次審査(書類審査)

プロポーザル参加者が5者を超える場合は提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる5者程度を選考する一次審査を行う(令和8年(2026年)1月28日(水)頃を予定)。必要に応じてメール等によりヒアリングを行う場合がある。選考結果はプロポーザル参加者に対して郵送等で通知を行う(令和8年(2026年)2月4日(水)頃を予定)。なお、プロポーザル参加者が5者以下の場合、一次審査は行わない。

(2) 最終審査(プレゼンテーション審査)

① 開催日程

令和8年(2026年)2月13日(金)に実施する。なお、時間、場所等の詳細については、別途連絡する。

② ヒアリング

提案者1者につき30分程度(最初の20分間で提案者による説明、その後選考委員による質疑)を予定。

③ 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる評価項目(以下これらを「ヒアリング実施項目」という。)に対して実施するものである。

- ・ 評価項目1「企画提案内容」
- ・ 評価項目2「業務遂行能力」

④ ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

⑤ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等熊本市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒア

リング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

(3) 審査の方法等

① 審査の主体

「令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託候補者選定審査会」にて行う。

② 審査の基準

「令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託(公募型プロポーザル方式)審査基準」によるものとする。

③ 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「企画提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。

④ 結果の通知

選定審査会において契約候補者として特定した者に対し、選定決定通知を書面にて行う。また、本手続きに参加した者のうち契約候補者以外の者に対して、非選定決定通知を書面にて行うものとする。

12 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称(ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示)
- (2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点

13 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかつた者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかつた理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

14 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても14(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

15 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、3(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱(令和7年10月1日施行)に定めるところによる。

16 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合には、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えて可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認め

ない。

力 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

ク 参加表明手続きを行った後、都合により本プロポーザルに参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること(消せるボールペンは不可)。